

## 第141回宮崎県都市計画審議会会議録

日時：平成30年7月17日（火）

9：58～10：45

場所：宮崎県庁 本館講堂

午前 9 時 58 分開会

○事務局 定刻よりも若干早いですが、おそろいですので、ただいまから第141回宮崎県都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、本日、司会進行をさせていただきます県土整備部都市計画課課長補佐の徳山と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、審議会委員16名のうち14名の御出席をいただきまして、会議開催要件である過半数を満たしておりますことを御報告いたします。

それでは、まず初めに、今回は、本年度初の審議会でございますので、知事が御挨拶申し上げますところでございますが、本日、公務で不在のため、知事に代わりまして鎌原副知事が挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○鎌原副知事 皆様、おはようございます。副知事の鎌原でございます。

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中、そしてまた、大変お暑い中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

なお、冒頭御紹介ありましたが、知事が公務で今日は上京しておりまして、この場で御挨拶することができませんでしたので、知事より挨拶を預かってまいりましたので、私のほうから代読させていただきたいと思っております。

第141回宮崎県都市計画審議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、日ごろから都市計画行政の推進はもとより、県政全般にわたりまして多大な御支援、御協力を賜り、心からお礼を申し上げます。

御案内のとおり、本県では、昨年4月に「美しい宮崎づくり推進条例」を施行し、同年11月に、この条例に基づく各種施策を盛り込んだ「美しい宮崎づくり推進計画」を策定したところであります。県といたしましては、今後、この推進計画に基づき、県民や事業者の皆様と力を合わせて、愛着と誇りを持てる「美しい宮崎」をつくり上げ、将来の世代に引き継いでいけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本県におきましては、急激な人口減少・高齢化に直面している中、商業、医療、福祉などの都市機能の集約を誘導するとともに、まちなか居住の促進や既存ストックの有効活用を図るなど、将来にわたって持続できる活力ある都市づくりに向けた取り組みを進めていく必要があると考えております。

こうした都市を実現するために、国が提唱しております多極ネットワーク型のコンパクトシティの形成が重要であります。このような将来の都市のあり方を見据え、都市計画の基本的な方向性を示した「都市計画区域マスタープラン」につきましては、以前から継続して御審議をいただき、県内6圏域のうち4圏域につきましては、本年4月に都市計画を決定いたしました。これも委員の皆様方の御尽力のおかげであり、この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。

本日は、残りの2圏域についてお諮りいたしまして、御意見をお伺いしたいと考えております。委員の皆様方におかれましては、それぞれの専門的なお立場から御審議を賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。

平成30年7月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

代読でございます。

本日は委員の先生方、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 鎌原副知事は所用のためここで退席をさせていただきます。

(鎌原副知事退席)

○事務局 議事に入ります前に、審議会の2号委員に異動がございましたので、御紹介させていただきます。

お手元の第141回宮崎県都市計画審議会出席委員名簿をごらんください。

県議会議員、日高博之委員でございます。

同じく、日高陽一委員でございます。

同じく、有岡浩一委員でございます。

以上の方々に今年度新たに審議会委員をお引き受けいただいております。その他の委員の皆様のお紹介は、お手元の委員名簿にかえさせていただきます。

御紹介は以上でございます。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

先ほどの「第141回宮崎県都市計画審議会出席委員名簿」、「会議次第」、青のドットファイル、都市計画審議会関係法令をとじ込んだ黄色のファイルをお配りしております。

続きまして、事前にお配りしております議案書と、議案第1号及び第2号に関する資料1-1及び1-2、議案書の別添として、中部圏域及び東臼杵・西臼杵圏域の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の最終案をお配りしております。

不足している資料はございませんでしょうか。

なお、青のドッチファイルと黄色のファイルにつきましては、審議会終了後に回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、議事に先立ちまして、出口会長に御挨拶をお願いいたします。

**○出口会長** おはようございます。このたびの全国規模の集中豪雨に際して亡くなられた方、それから被災された方にまずはお悔やみ申し上げます。一日も早い応急復旧できますことを祈念申し上げます。

去年は九州の朝倉地方を中心とする九州北部、今年是全国規模ということで、毎年大きな災害が襲っております。今回、宮崎県は幸いにも位置がずれましたが、今後いろいろな災害が発生することだと思えます。そういう中で、先ほど知事の御挨拶にもありましたように、人口減少という厳しい現状の中で、まちに住むということの意義、また、新しいタイプのまちづくりに邁進しなければいけないのではないかと思います。宮崎県の都市計画は、ほぼ100年近い、九十数年の長い年月で現在のまちの中が形成されています。これからどうやって安全な住み方、それに加えて経済も活力のあるまちづくりをしなければいけないか、そのことの知恵を我々には出さないといけないのではないかと思います。

そういう中で、今日は、線引きを実施している都市計画区域マスタープラン2件が議論されますので、忌憚のない御意見をいただき、よいものにしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○事務局** ありがとうございます。

それでは、これより議事に入らせていただきたいと思います。出口会長、よろしくお願いいたします。

**○出口会長** では、議事に入ります前に、議事録署名委員を指名させていただきます。今回は、南委員と日高博之委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

まずは、本日の議事の進め方につきまして、事務局のほうから説明をよろしくお願いいたします。

**○事務局** お手元にあります会議次第をごらんください。

本日の議事は、2件の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる都市計画区域マスタープランの変更でございます。

本県では、18の都市計画区域についてマスタープランを策定しており、これまでの審議会でも御報告させていただいているとおり、6つの圏域にまとめて策定することとしており

ます。前回、北諸県圏域、南那珂圏域、西諸県圏域、児湯圏域の4つの圏域を御審議いただきましたが、本日は、残りの中部圏域と東臼杵・西臼杵圏域の2つの圏域について御審議いただくこととしております。

今回の議案でございますが、会議次第のとおり、議案第1号として、中部圏域（宮崎広域都市計画、田野都市計画及び綾都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、議案第2号として、東臼杵・西臼杵圏域（日向延岡新産業都市計画及び高千穂都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、以上2件につきまして、本日御審議をよろしくお願いいたします。

○**出口会長** ありがとうございます。今日は2件の議案があります。今、事務局から提案がありました方法で議事を進めてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○**出口会長** では、この進め方に従って議事に入りたいと思います。

まず、事務局からの説明の前に1つ報告があるようですので、よろしくお願いいたします。

○**事務局** 本日御審議いただきます都市計画区域マスタープランは、都市計画審議会が専門の事項を調査させる必要が生じた場合に設置される専門委員会で調査・検討が行われております。前回の審議会で、林田専門委員会会長より、専門委員会における調査・検討の総括した御報告をいただきまして、詳細な報告は事務局で行いました。今回は、全て事務局のほうから説明をさせていただきたいと考えております。

○**出口会長** ありがとうございます。では、ただいま説明がありましたように、事務局のほうから説明をよろしくお願いいたします。

○**事務局** それでは、議案第1号及び第2号、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる都市計画区域マスタープランの変更について御説明いたします。

議案書は、1ページから5ページでございます。まず、お手元の資料の確認をお願いします。議案書と議案書の添付として、中部圏域及び東臼杵・西臼杵圏域の都市計画区域マスタープランの最終案、資料1-1がこれから御説明しますパワーポイントを印刷した資料、資料1-2が第139回都市計画審議会でもいただいた御意見の趣旨と県の対応についてまとめた資料でございます。

それでは、パワーポイントを基本に御説明いたしますので、前方のスクリーンをごらんください。

都市計画区域マスタープラン、以下、区域マスとありますが、この区域マスの改定につきましては、これまでも経過報告等を順次行ってまいりましたが、本日は正式な諮問であり、また、今回新たに委員となられた方もいらっしゃいますので、前回の審議会で御審議いただいた4圏域の区域マスと内容が重複する部分もございますが、振り返りの意味で基本的なところから御説明をさせていただきます。

説明の順序としましては、まず、今回の区域マスの改定に関する上位計画との関係やこれまでの改定作業の経緯など、基本的なところを御説明させていただき、その後、中部圏域及び東臼杵・西臼杵圏域の区域マスの概要について、国と協議してまいりました区域区分の概要もあわせて御説明させていただきます。その後、昨年12月に開催しました第139回都市計画審議会でいただいた御指摘のうち、中部圏域の区域マスに関連する御指摘への対応について御説明いたします。

それでは、初めに、区域マスの位置づけについて御説明いたします。

スクリーンは、区域マスとこれに関連する上位計画などを体系図で示しており、赤い枠で囲んだところが区域マスであります。上位計画として、本県の県政運営の指針であります宮崎県総合計画がございますが、この内容を踏まえ、県としての都市づくりの基本的な考え方を定める「都市計画に関する基本方針」を平成16年に定めており、昨年改定を行ったところでございます。この基本方針に基づきまして、市町を超える広域的・根幹的なまちづくりの方針について、都市計画区域マスタープランを県が定めることになっております。市町は、この区域マスに基づきまして、市町内でおおむね完結する地域に密着したまちづくりの方針を市町マスタープラン、以下、市町マスとありますが、その中で定めることとなります。

これらの区域マスや市町マスに即して個別の都市計画が決定されております。区域マスは、おおむね20年後の都市の姿を展望して都市計画の基本的方向を定めることとされております。ただし、市街化区域の規模などを決める区域区分につきましては、おおむね10年後の将来予測に基づいて定め、さらに、都市施設や市街地開発事業については、おおむね10年以内に優先的に整備するものを整備の目標として定めることとされております。先ほども御説明しましたが、人口減少・高齢社会など社会情勢の変化、さらには東日本大震災を契機とする災害に強い都市づくりに対応するため、昨年、基本方針の改定を行っており、この改定を受けまして、これまで審議会や専門委員会の委員の皆様にご意見をいただきながら、区域マスの改定作業を進めてきたところでございます。

次に、これまでの改定作業の経緯について御説明いたします。

スクリーンは、これまで進めてまいりました改定作業のスケジュールでございます。当審議会は、一番上、水色の四角でございます。赤く点滅しているところが本日の審議会でございます。また、有識者による都市計画審議会専門委員会は、中ほどのオレンジ色の四角でございます。これまでの審議会の開催経緯についてであります。一番左、2年目の平成28年3月、第133回審議会において、区域マス改定の方向性についての御報告から始まり、その後は順次、昨年12月の第139回審議会まで計7回、改定作業の進捗状況や検討内容等について報告を行ってまいり、今年3月、第140回審議会にて4圏域については御承認いただき、4月に都市計画決定を行ったところでございます。残る2圏域については、5月に最終案について国との事前協議が調ったため、6月に案の縦覧及び市町への意見照会を行い、今回、審議会にお諮りするものでございます。

これまで約3年間にわたり、審議会や専門委員会、関係市町、庁内の関係機関の意見を伺い、十分に検討を重ねながら作成した最終案であります。法定手続である案の縦覧及び市町への意見照会を行った結果、一般の方や関係市町からの意見はなかったことをここで御報告させていただきます。

今回のスケジュールにつきましては、本日の審議会にて最終案の御承認をいただきましたら、すぐに国との本協議に入り、協議が調い次第、8月から9月には都市計画決定を行い、公表する予定でございます。

都市計画審議会専門委員会につきましては、林田委員長を初めとして、農業、都市計画など9つの分野の委員についていただき、それぞれ御専門の立場からさまざまな意見をいただきながら改定内容の検討を進めてきたところでございます。

専門委員会の開催経緯についてであります。約3年前の平成27年3月、第1回専門委員会において、基本方針及び区域マスの改定の概要を御説明したところから始まり、その後、基本方針の改定作業と並行して、区域マス改定の方向性の検討や、現行の区域マスの課題の整理、都市計画に関する現状の分析・検討を重ね、素案のたたき台を作成し、昨年8月の第9回専門委員会において改定素案を確定しました。その後、都市計画審議会の御承認のもと、9月下旬から1カ月間、パブリックコメントや2週間の公述人募集を行った後、11月の第10回専門委員会において、県民からいただいた意見を反映させた最終案を確定するまで、約3年間にわたり改定作業を進め、前回の第140回都市計画審議会にて最終案を御報告させていただいたところでございます。

続きまして、区域マスの主な改定内容について御説明いたします。

まず、1つ目に、これまで県内に18ある都市計画区域ごとに区域マスを作成していましたが、今回、6つの圏域にまとめて改定しております。これは、東九州自動車道を初めとする高速道路の開通など、社会資本の整備の進捗による土地利用の広域化が進んだことへの対応や、市町村合併により、宮崎市、都城市、日南市では、1つの行政区域に2つの都市計画区域がある状況が生じ、例えば、宮崎市は2つの都市計画区域について1つの市町マスを作成しているのに対し、本来市町を超える広域的な観点で方針を作成すべき県が、市よりも対象区域が狭い2つの区域マスを作成しているといった矛盾する現状を解消するため、国富町と綾町を含むより広域的なエリアとなる圏域で区域マスを作成したものであります。

この圏域の設定につきましては、日常生活など一体性のある広域的な地域を一つの圏域として捉え、基本方針や従来の区域マスにおいて設定している区域に即し、6つの圏域を設定したところであります。

次に、主な改定内容の2点目といたしましては、基本方針を踏まえた内容の見直しであります。

今回の基本方針の改定におきましては、人口減少や高齢社会への対応、地震・津波・火山など大規模災害への対応の2点が主な改定内容となっております。この2つの課題への対応を区域マスに反映するため、従来の区域マスに示された土地利用や都市施設などに関する主要な都市計画決定の方針を、基本方針の改定内容に合わせて見直しました。また、具体的な方針につきましては、広域的・根幹的な観点を重視して見直しを行いました。

次に、以上を踏まえた各章の改定内容であります。朱書きの部分が変更・追加する部分となります。構成は、従来の区域マスを踏まえつつ、基本方針の改定内容に合わせて必要な事項を盛り込んでおります。第1章では、県全体の方向性や将来の都市構造を示した上で、第2章では、圏域ごとにその方向性や将来の都市構造を定めております。なお、第1章の第2節では、圏域の位置づけを明確にするために、基本方針等に定める6つの圏域設定についてその考え方を補足追加説明しております。第3章につきましては、従来の区域マスと同様に、線引きの選択や市街化区域の規模を定めております。第4章は、項目ごとの具体的な方針を定める部分ではありますが、基本方針の改定ポイントとなっております人口減少や高齢社会への対応を追加するとともに、地震・津波・火山など大規模災害への対応として、防災都市づくりに関する方針を追加しております。また、都市計画における県



と市町の役割分担など、都市計画の推進に関する方針もあわせて追加しております。このほか、全般的に基本方針の改定内容に合わせて記載内容を見直しております。

以上が、区域マスの改定内容についての振り返りでございます。

続きまして、今回の議案の対象であります中部圏域及び東臼杵・西臼杵圏域の区域マスの概要について御説明いたします。

先ほども御説明しましたが、県内には、赤い線で囲んでおります18の都市計画区域があり、それぞれの区域ごとに区域マスを作成しておりましたが、今回、6つの圏域にまとめて改定しております。このうち、今回の議案の対象としておりますのは、赤い枠で囲んでおります中部圏域及び東臼杵・西臼杵圏域の2つの圏域であります。ほかの4つの圏域については前回の審議会でご審議いただいたところですが、区域区分、いわゆる線引き制度を採用している都市計画区域がある2つの圏域については、国の同意を得る必要があることから、以前より協議を行ってまいりました。今回、国との事前協議が調いましたことから、改めて御審議いただくものでございます。

初めに、青い枠で示しております中部圏域について御説明いたします。

中部圏域は、宮崎市、国富町及び綾町を中心とした圏域でございます。なお、これから御説明いたしますパワーポイントの図は、市町村の行政区域ではなく、この図の赤い枠で示しております都市計画区域を示しておりますので、御留意ください。

まず、第2章第2節に記載しております中部圏域における都市づくりの基本方針について御説明いたします。

区域マスでは、圏域ごとに基本方向を3つ定めておりますが、基本方向1としまして、「県全体の連携・交流の要」になるとともに、圏域内の各都市が連携する「県央の広域都市圏の形成」を定めており、宮崎市を中心として、政治、経済、文化などのさまざまな都市機能の強化を図るとともに、圏域内の都市が相互に機能を連携・補完する広域都市圏の形成を目指します。

基本方向2としましては、「自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成」を目指すこととしており、ここでは、地震、津波、浸水、土砂災害などの災害に強い都市づくりに関する方針を定めております。

さらに、基本方向3では、「多様な自然、歴史、田園環境の保全と活用」として、綾ユネスコエコパークの照葉樹林や日南海岸など、この圏域固有の地域資源の保全及び活用について定めております。

続いて、第2章第3節に記載しております「地域毎の市街地像」について御説明します。

まず、「圏域の拠点となる市街地」として宮崎市の中心部を定めており、これらの拠点では、広域的な商業、業務、文化、交流及び居住機能が集約した安全・安心・快適でうるおいと活気あふれるまちづくりを目指します。このほかに、宮崎市の合併前の旧町の中心部や国富町、綾町の中心部を「地域生活の拠点となる市街地」として定めており、これらの市街地では、「人のまとまり」の核となる市街地と相互に機能を連携・補完し、安全・安心・快適でうるおいと活気あふれる地域の特性を生かした市街地の形成を目指します。

さらに、産業や観光の拠点として、工業拠点、流通業務拠点、観光拠点、観光（受入）拠点、ICT等産業拠点を位置づけており、これらの「人のまとまり」の核となる市街地やその他の市街地、産業や観光の拠点などを連携軸でつなぐことにより、都市機能の連携・補完・増進を図ります。

続きまして、青い枠で示しております東臼杵・西臼杵圏域の区域マスについて御説明いたします。

東臼杵・西臼杵圏域は、延岡市、日向市、門川町及び高千穂町を中心とした圏域でございます。

まず、第2章第2節に記載しております東臼杵・西臼杵圏域における都市づくりの基本方針について御説明いたします。

基本方向1としまして、「東九州の連携の要」となるとともに、圏域内の各都市が連携する「県北の広域都市圏の形成」を定めており、東九州の連携の要として、高速交通網や細島港の整備を促進し、延岡市、日向市を中心として、圏域内の都市が相互に機能を連携・補完する広域都市圏の形成を目指します。

基本方向2としまして、他圏域の区域マスと同様、「自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成」を目指すこととしており、災害に強い都市づくりに関する方針を定めております。

さらに、基本方向3では、「自然・歴史・文化・地域産業などの地域資源を生かした、広域連携の形成」として、昨年度、登録承認のありました祖母・傾・大崩ユネスコエコパークや高千穂郷・椎葉山世界農業遺産など、この圏域固有の地域資源の保全及び活用について定めております。

続いて、第2章第3節に記載しております「地域毎の市街地像」について御説明いたします。

「圏域の拠点となる市街地」として、延岡市と日向市の中心部を定めるほか、「地域生活の拠点となる市街地」を定めており、さらに、産業や環境の拠点として、工業拠点、流通業務拠点、観光拠点などの拠点を定めております。これらの「人のまとまり」の核となる市街地やその他の市街地、産業や観光の拠点などを連携軸でつなぐことにより、都市機能の連携・補完・増進を図ります。

以上が、中部圏域及び東臼杵・西臼杵圏域の区域マスの概要についての振り返りでございます。

それでは、続きまして、区域区分、いわゆる線引き制度について御説明いたします。

区域マスでは、第3章「区域区分（線引き制度）の決定の有無及び定める際の方針」において、適用の有無を記載しております。

前半でも御説明したとおり、今回御審議いただく2圏域については、区域区分を適用する方針であるため、国と協議を進めてきたところでございます。

まず初めに、区域区分とは何かを御説明いたします。区域区分については、都市計画法第7条に規定されている、いわゆる線引きのことで、無秩序な市街化を防止し、効率的な公共投資及び計画的な市街地形成を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分ける制度であります。市街化区域は、既に市街地を形成している区域、またはおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域で、積極的に公共施設を整備するなど、市街化を進めている区域です。一方、市街化調整区域は、市街化を抑制する区域です。写真は、宮崎市内の区域区分、いわゆる線引きの実例でございますが、赤い線を挟んで右側が市街化区域、建物が多く建ち並び、市街化されております。一方、赤い線を挟んで左側が市街化調整区域で、開発行為や建築行為などを規制しているため、優良な農地が保全されております。

この区域区分を適用する場合、都市計画法第18条第3項において、国土交通大臣と協議し、同意を得る必要があるため、平成28年度末から協議を重ねており、昨年度末に正式に事前協議を始め、5月に協議が調ったことから、6月に案の縦覧及び市町への意見照会を行ったところです。本日の審議会で御承認いただきましたら、国との本協議を始め、協議が調い次第、都市計画決定を行うこととなります。

先ほども御説明しましたとおり、本県には18の都市計画区域がございますが、このうち、宮崎広域都市計画区域と日向延岡新産業都市計画区域の2つの都市計画区域のみ区域区分を適用しており、赤色が市街化区域、黄色が市街化調整区域を示しております。一方、都

城広域都市計画区域を初めとするそのほかの16の都市計画区域では、区域区分を適用しておらず、赤色が用途地域のある区域、青色が用途地域のない区域を示しております。前半の区域マスの位置づけでも御説明しましたとおり、区域区分の要否につきましては、おおむね10年後の将来予測に基づいて決定し、区域マスに記載することとなっております。今回、平成32年の人口や産業の将来予測を行った結果、宮崎広域及び日向延岡新産業都市計画区域については、今後も一定の市街地拡大の圧力を有していると考えられることから、引き続き区域区分を適用することとし、そのほかの田野、綾及び高千穂の都市計画区域については、市街地拡大の圧力を有していないと考えられることから、これまでどおり、区域区分を適用しないこととしております。

最後に、第139回の審議会でもいただいた御指摘に対する対応について御報告いたします。

御指摘の一つである、「圏域の拠点となる市街地」及び「地域生活の拠点となる市街地」の表現の修正については、全圏域に共通する内容であったため、前回の審議会でも詳細を御説明させていただき、御審議いただきましたが、もう一つの御指摘については中部圏域に関する内容であり、前回、詳細の御説明をしておりませんので、今回改めて御説明させていただきます。

修正内容の詳細につきましては、資料1-2で新旧対照表の形にまとめておりますので、そちらを御参照ください。なお、こちらの修正内容につきましては、御指摘いただいた委員に事前に修正案の説明をさせていただき、御承認いただいた上で、委員長にその結果を御報告させていただいております。

それでは、詳細について御説明いたします。

中部圏域の区域マスの第4章第1節の「土地利用に関する都市計画の決定方針」についての御指摘です。スクリーンの一番上の文章は、第139回の審議会でも報告した案でございますが、赤文字下線部の「市街化区域縁辺部において、無秩序な開発が見込まれ」などの表現について、「無秩序な市街化が簡単に進行するような印象があるが、市街化調整区域は制度上、簡単に市街化が進行することはないのではないか」という御指摘をいただきました。確かに修正前の表現では、市街化調整区域内でも無秩序な市街化が簡単に進んでしまう印象があるため、該当する表現の部分を削除し、これに合わせて、さらに文章全体をよりの確な表現になるように見直しを行いました。

議案第1号及び議案第2号の区域マスの変更についての御説明は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○**出口会長** ありがとうございます。ただいま説明がありました議案第1号及び第2号につきまして、質問等御意見をいただければと思います。どこからでも結構だと思います。よろしく願いいたします。

大きな流れにつきましては前回の審議会の中でも報告があり、そのときに指摘していただいた文言の調整等は終わっているということです。さきに説明がありましたように、前回の4圏域とは別に今回審議になった経緯につきましては、特に区域区分を含む2つの圏域について国交省等関係との調整で時間が過ぎたということでございます。

いかがでしょうか。

○**A委員** 資料1-1の17ページ、中部圏域の市街地像で、この見方は、宮崎と書いてあるピンクで囲んでいるところが圏域の拠点となる市街地と読めばいいのでしょうか。右のほうの工業拠点や流通業務拠点や観光拠点がどこの部分を指しているのかわかりづらいと思いました。22ページも同じです。

○**出口会長** スクリーンでポイントを示しながら説明いただければわかりやすいのではないかと思います。

○**事務局** 圏域の拠点となる市街地というのは、ピンクであらわしている宮崎市になります。地域の生活の拠点となる市街地は、ベージュの色で囲まれている佐土原、国富、高岡、清武を位置づけております。工業拠点、流通業務拠点、観光拠点、観光（受入）拠点、ICT等産業拠点につきましては、具体的には中部圏域の資料の10ページのほうに、工業拠点として、宮崎広域については宮崎港周辺とか、田野については田野インターチェンジ周辺。流通業務拠点として、宮崎広域については宮崎空港周辺とか、そういう形で記載しております。

○**出口会長** スライド17ページの右のほうの文案について、本文との対応はこのスライド上では明記できていないということですね。

○**事務局** はい、そうです。

○**出口会長** よろしいでしょうか。

○**A委員** はい。

○**出口会長** ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

では、ほかに御意見等ないようですので、議案第1号及び第2号について一括してお諮りいたします。

議案第1号及び第2号は原案どおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**出口会長** 異議なしということですので、議案第1号及び議案第2号は原案どおりいたします。

ほかに事務局から補足はありませんか。よろしいですか。

では、本日の審議はこれで終了とし、事務局にマイクをお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

○**事務局** それでは、以上をもちまして、第141回宮崎県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

午前10時45分閉会